

にいがた

# 南区農業委員会

# だより

第33号

平成30年9月1日発行

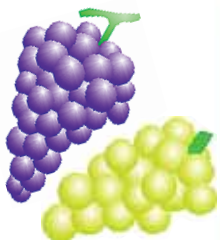
〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 TEL (025) 372-6785・372-6791  
FAX (025) 373-2285  
<http://www.city.niigata.lg.jp/>(新潟市)

## 主な内容

- P 2 ..... 農業委員・農地利用最適化推進委員募集
- P 3 ..... 農地転用許可制度・農地パトロール
- P 4 ..... 農業者年金



ぶどうの季節!



新潟市内でぶどうの生産量が最も多いのは南区で、年間約二五〇トンの出荷があります。

七月三十日、JAにいがたみらい集出荷施設「フルーツフラワーしろね」では、巨峰の出荷が始まっています。今年は例年になく暑さのため着色遅れが心配されましたが、おいしそうに色づいていました。

九月に入ると、シャインマスカットや早生甲斐路などが登場します。

大地の恵みとぶどう農家の皆さんに大切に育てられた、南区産のおいしいぶどうを、どうぞ召し上がれ!

# 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

## ◎新潟市南区農業委員会の農業委員

農地に係る許認可、農地利用の最適化の推進に係る業務を行う農業委員を募集します。

- ・**募集人員** 19人以内
- ・**対象** 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方
- ・**任期** 平成31年4月1日～平成34年3月31日
- ・**報酬** 43,000円以内（月額）
- ・**応募方法** 団体や個人からの推薦、自ら応募（所定の様式を提出してください）  
※詳しくは募集要項をご覧ください。
- ・**募集期間** 平成30年10月1日（月）～10月31日（水）

【お問い合わせ】 農林水産部農林政策課 TEL025-226-1764

## ◎新潟市南区農業委員会の農地利用最適化推進委員

担当区域において、農地利用の最適化の推進に係る業務を行う農地利用最適化推進委員を募集します。

- ・**募集人員** 22人  
※担当区域ごとに募集します。区域の詳細は募集要項をご覧ください。
- ・**対象** 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方
- ・**任期** 委嘱の日（平成31年4月初旬）～平成34年3月31日
- ・**報酬** 40,000円以内（月額）
- ・**応募方法** 団体や個人からの推薦、自ら応募（所定の様式を提出してください）  
※詳しくは募集要項をご覧ください。
- ・**募集期間** 平成30年10月1日（月）～10月31日（水）

【お問い合わせ】 南区農業委員会事務局 TEL025-372-6785

※両委員の募集要項は、農業委員会事務局、南区産業振興課で配布しています。  
また、新潟市ホームページからもダウンロードできます。



## 農地を個人住宅や資材置場など 農地以外にするときは、農地法の手続きを！

農地を転用する場合は、農地法の許可又は届出が必要です。許可を受けないで行われる「違反転用」が後を絶ちません。

農業者はもとより、開発に携わる人も農地転用許可制度を正しく理解し、法令順守に努めましょう。

### ● 農地転用とは

農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置場、駐車場など農地以外の用途に転換することです。一時的に資材置場にする場合も転用になります。

### ● ご相談は南区農業委員会へ ●

農地転用の許可申請の受付は南区農業委員会農地係で行っています。ご相談ください。

- 農地に関する相談、転用についての手続きや疑問
- 農舎を建設するのに転用申請が必要かどうか？
- 転用して個人住宅を建てることができるかどうか？

## 農地パトロール実施中

農業委員会では、日常的な農地の利用状況調査に加え、前期(7～8月：実施済)・後期(10月)に分けて遊休農地、違反転用、不法投棄等の解消を重点事項とした農地パトロールを実施しています。

### 遊休農地が発生すると？



病害虫の発生



産業廃棄物等の不法投棄



火災の発生

農地が遊休農地化しますと、病害虫や鳥獣害の発生、産業廃棄物の不法投棄や雑木雑草の繁茂など地域に迷惑をかけることになります。

農地の利用でお悩みの方は、農業委員会事務局へご相談ください。

### 🌸 全国農業新聞を購読しませんか

☆毎週金曜日発行 月額700円 ☆3ヶ月間の試読(無料)もできます!!

お申し込みは農業委員・推進委員または南区農業委員会事務局 ☎025-372-6785へ



知らないとい  
損する

# 農業者年金に 加入して 安心して豊かな老後を

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。

## ◆ 農業者年金の特徴 ◆

### 1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者が増えています



### 2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



### 3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります



詳しくは…

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL : 03-3502-3199 (相談員) TEL : 03-3502-3942 (企画調整室)

